

県北広域振興局長告示第29号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者が指定障害福祉サービス事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成28年5月13日

県北広域振興局長 八重樫 一 洋

1 生活介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0311300099	多機能型事業所はあとすぽっと	二戸市石切所字川原28番地7	平成28年3月27日

2 就労移行支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0311300099	多機能型事業所はあとすぽっと	二戸市石切所字川原28番地7	平成28年3月27日

3 就労継続支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0311300099	多機能型事業所はあとすぽっと	二戸市石切所字川原28番地7	平成28年3月27日

4 共同生活援助

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0321300030	共同生活介護事業所「カシオペア」	二戸市石切所字川原28番地7	平成28年3月27日